

項目	該当職種					各項目における人件費相当額の算出方法	該当職種が複数の場合の職種別按分の算出方法
	保育士等	調理師等	事務員等	(園長等) その他			
基本分	全職種	○	○	○	○	費用算定基準第1条第14号に規定する基本分単価として、支給される額のうち、 1. 民間保育園においては、補助事業年度及びその前年度の子ども家庭庁通知「私立保育所の運営に要する費用について」に規定される、公定価格の基本分内訳における人件費相当分の合計 2. 認定子ども園においては、支給額に、民間保育園で算出した基本分単価に占める人件費比率を乗じた額	<算出方法(職種ごとに算出)> 「(当該職種の国基準額×国給付費上の職種別職員数/国基準額の職種別合計額)×基本分単価の人件費相当額」で算出 (1)国基準額・補助事業年度の子ども家庭庁通知「私立保育所の運営に要する費用について」における職種ごとの人件費額に全国私立保育園連盟が通知する保育基本分単価内訳試算表に基づき、超過勤務手当、通勤手当、住居手当、年休代替、研修代替、事務職員雇上、嘱託医手当及び嘱託歯科医の額を加えた額 (2)国給付費上の職種別職員数・国給付費で想定されている職員数
処遇改善等加算Ⅰ(基礎分)	全職種	○	○	○	○	費用算定基準第1条第21号に規定する処遇改善等加算Ⅰ(基礎分)のうち、補助事業年度の子ども家庭庁通知「私立保育所の運営に要する費用について」における人件費相当分	<算出方法(職種ごとに算出)> 「(当該職種の国基準額×国給付費上の職種別職員数/国基準額の職種別合計額)×処遇改善等加算Ⅰ(基礎分)の人件費相当額」で算出 (1)国基準額・補助事業年度の子ども家庭庁通知「私立保育所の運営に要する費用について」における職種ごとの人件費額に全国私立保育園連盟が通知する保育基本分単価内訳試算表に基づき、超過勤務手当、通勤手当、住居手当、年休代替、研修代替、事務職員雇上、嘱託医手当及び嘱託歯科医の額を加えた額 (2)国給付費上の職種別職員数・国給付費で想定されている職員数
処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)	全職種	○	○	○	○	費用算定基準第1条第21号に規定する処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)として支給される額	<算出方法(職種ごとに算出)> 「(当該職種の国基準額×国給付費上の職種別職員数/国基準額の職種別合計額)×処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)」で算出 (1)国基準額・補助事業年度の子ども家庭庁通知「私立保育所の運営に要する費用について」における職種ごとの人件費額に全国私立保育園連盟が通知する保育基本分単価内訳試算表に基づき、超過勤務手当、通勤手当、住居手当、年休代替、研修代替、事務職員雇上、嘱託医手当及び嘱託歯科医の額を加えた額 (2)国給付費上の職種別職員数・国給付費で想定されている職員数
処遇改善等加算Ⅱ	保育士等 調理師等 事務員等	○	○	○		費用算定基準第1条第35号の5に規定する処遇改善等加算Ⅱとして支給される額	<算出方法(職種ごとに算出)> 「(当該職種の国基準額×国給付費上の職種別職員数/国基準額の職種別合計額)×処遇改善等加算Ⅱ」で算出 (1)国基準額・補助事業年度の子ども家庭庁通知「私立保育所の運営に要する費用について」における職種ごとの人件費額に全国私立保育園連盟が通知する保育基本分単価内訳試算表に基づき、超過勤務手当、通勤手当、住居手当、年休代替、研修代替、事務職員雇上、嘱託医手当及び嘱託歯科医の額を加えた額 (2)国給付費上の職種別職員数・国給付費で想定されている職員数
処遇改善等加算Ⅲ	全職種	○	○	○	○	費用算定基準第1条第35号の6に規定する処遇改善等加算Ⅲとして支給される額	<算出方法(職種ごとに算出)> 「(当該職種の国基準額×国給付費上の職種別職員数/国基準額の職種別合計額)×処遇改善等加算Ⅲ」で算出 (1)国基準額・補助事業年度の子ども家庭庁通知「私立保育所の運営に要する費用について」における職種ごとの人件費額に全国私立保育園連盟が通知する保育基本分単価内訳試算表に基づき、超過勤務手当、通勤手当、住居手当、年休代替、研修代替、事務職員雇上、嘱託医手当及び嘱託歯科医の額を加えた額 (2)国給付費上の職種別職員数・国給付費で想定されている職員数
3歳児配置改善加算	保育士等	○				費用算定基準第1条第23号に規定する3歳児配置改善加算として支給される額	
チーム保育加配加算	保育士等	○				費用算定基準第1条第25号に規定するチーム保育加配加算として支給される額	
療育支援加算	保育士等	○				費用算定基準第1条第35号に規定する療育支援加算として支給される額	
栄養管理加算	調理師等		○			費用算定基準第1条第42号に規定する栄養管理加算として支給される額	

項目	該当職種				各項目における人件費相当額の算出方法	該当職種が複数の場合の職種別按分の算出方法
	保育士等	調理師等	事務員等	(園長等) その他		
夜間保育加算	保育士等	○				
チーム保育推進加算	保育士等	○				
主任保育士専任加算	保育士等	○				
事務職員雇上費加算	事務員等			○		
保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	全職種	○	○	○	○	<p><算出方法(職種ごとに算出)> 「(当該職種の国基準額×国給付費上の職種別職員数/国基準額の職種別合計額)×保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の額 (1)国基準額・補助事業年度の内閣府及び厚生労働省通知「私立保育所の運営に要する費用について」における職種ごとの人件費額に全国私立保育園連盟が通知する保育基本分単価内訳試算表に基づき、超過勤務手当、通勤手当、住居手当、年休代替、研修代替、事務職員雇上、嘱託医手当及び嘱託歯科医の額を加えた額 (2)国給付費上の職種別職員数・国給付費で想定されている職員数</p>
4歳以上児配置改善加算及び条例基準分	保育士等	○				

※上記各項目において、受給要件を満たすにもかかわらず受給し得る額の一部又は全部を受給しないとき(ただし、「処遇改善等加算Ⅰ」及び「処遇改善等加算Ⅱ」については受給要件を満たさないときも含む。)又は費用算定基準第1条第30号及び31号に規定する減額の調整を受けたときは、上記各欄中の「支給される額」及び「支給実績額」は、受給し得る額に置き換えるものとする。